

子どもの権利保障が当たり前の社会へ

子どもも大人と同じく1人の人間として権利の主体です。

このことを明らかにし、子どもにも様々な権利が保障されることを定めた子どもの権利条約は、1989年に国連総会で採択されました。

それから今年で35年、そして、1994年に我が国が子どもの権利条約を批准して今年で30年になります。

この30年間、我が国の子どもを取り巻く社会環境は変化し続け、子どもに関わる法律、施策も新しいものが増えました。2023年には、我が国の子ども施策に関する基本理念を定めたこども基本法ができました。

今では私たち大人も、子どもも1人の人間として、自分に関係することについては意見を言うことができるという意見表明権があることを知っています。

しかしながら、まだまだ子どもの権利保障は進んでいません。権利の主体である子どもたちが、子どもの権利保障について十分に知らない状況があります。

私たち東京弁護士会は、1986年に子どもの人権救済センターを設置し、子どもの権利保障の実現に努力してきました。

子どもの権利条約批准30周年の今、私たちは、今後我が国で子どもの権利保障の実現が加速度的に進むことを願い、権利の主体である子どもたちに次のことを呼びかけます。

子どものみなさん

世界の国々が約束した「子どもの権利条約」に、こんなことが書いてあります。

大人たちは、子どものことを決めるとき、子どもにとって一番よいことを考えなければなりません。

あなたにとって一番よいことは、あなたが知っています。

あなたの気持ちや意見をきかせてください。

どうしたらよいか一緒に考えましょう。

子どもと大人が手を取り合って、この約束が守られるすてきな社会をつくりましょう。

2024(令和6)年11月27日

東京弁護士会会長 上田 智司



こちらから読んでね

お年玉？

